

# マイナンバー制度 が始まります



Vol.4

今年10月から順次、マイナンバーをお知らせするために「通知カード」が送付されます。大切なマイナンバーが記載されていますので、誤って破棄したり、紛失しないよう大切に保管してください。



「通知カード」が手元に届く時期については、下記HPに10/5(月)以降、順次、掲載します！  
**個人番号カード総合サイト**  
☞<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

## 通知カード・個人番号カードの再交付手数料

パブリックコメントの結果と「石狩市使用料、手数料等審議会」の答申から、通知カード・個人番号カードの再交付手数料を次のとおり定める予定です。

- 通知カード再発行手数料 500円
- 個人番号カード再交付手数料 800円

※個人番号カードは「電子証明書」をご利用の場合、別途200円がかかります

## 10/5(月)以降の住民票発行について

10/5(月)からは、マイナンバーが記載された住民票を取得することができますので、住民票取得の際は、使用目的(提示先など)によりマイナンバー記載の有無を確認し、お間違えのないようお願いいたします。  
※市内4カ所にある自動交付機では、マイナンバーが記載された住民票は発行できません

▲マイナンバーは、法律で定められた目的以外には利用できません。むやみに他人にマイナンバーを提供しないようご注意ください!

市役所(通知カード・個人番号カード専用) 問合せダイヤル

平日8時45分～17時15分

☎0570・02・2040



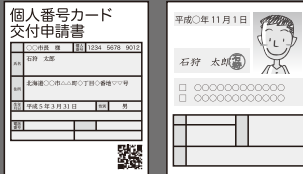
制度に便乗した不正な勧誘と個人情報の取得にご注意ください。通知前にマイナンバー制度関係で行政機関などから手続きを求めることはありません!

## 個人番号カードの申請方法

個人番号カードは、券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーと本人の顔写真などが表示されており、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービスやe-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請などで利用することができます。

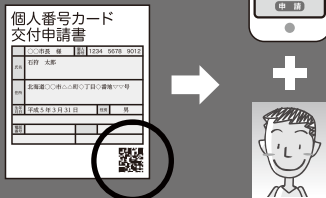
### 交付申請書の郵送による申請

同封の個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼って返信用封筒に入れ、投函してください。

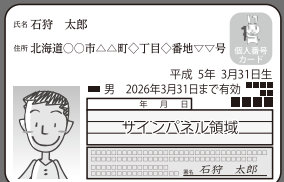


### スマートフォンなどによるWEB申請

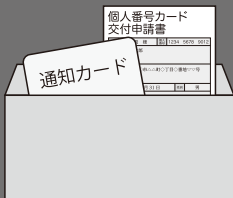
交付申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセス! 必要事項を入力し、顔写真のデータを添付・送信すれば申請が完了です。



平成28年1月以降、カード交付の準備が整い次第、市からお知らせしますので、窓口でお受け取りください。



10月以降、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが世帯宛てに、簡易書留で届きます。





# 10月～12月は 全市一斉 収納強化月間です

市税などの滞納は市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。何より、納期内にきちんと納めている大多数の皆さまとの公平を欠くことになります。

## 収納強化対象

- 市税 ○国民健康保険税 ○後期高齢者医療保険料 ○介護保険料
- 保育所保育料 ○市営住宅使用料 ○上下水道料金 ○学校給食費



### 市税、公共料金の滞納整理を強化します

市では、10月～12月までを「収納強化月間」と位置付け、全庁的に滞納整理を強化します。

- 催告書を一斉送付します  
 納め忘れを防ぐとともに、納期内納付の周知を図るため、催告書を一斉に送付します。
- 滞納処分、法的措置を実施します  
 督促や催告に応じない滞納者に対しては、公平を保つため、やむを得ず財産の差し押さえ(滞納処分)や、裁判所を通じた支払督促の申し立てを行います。

### 税金や公共料金を納期限までに納めないとならぬの？

**A** 督促状や催告書が送付され、延滞金が加算されることがあります。

### それでも納めないでいるとどうなるの？

**A** 財産の差し押さえといった滞納処分や、支払督促などの法的措置を行います。そのほかに不利益を受けることもあります。

### 具体的にはどんな不利益ですか？

**A** 国保税・後期高齢者医療保険料を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付されることがあります。

**介護保険料を滞納すると**、未納期間に応じて介護給付が制限されます(利用者負担額が引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が停止になる、などです)。

**上下水道料金を滞納すると**、給水を停止することがあります。

**市営住宅使用料を滞納すると**、入居を取り消し、住宅の明け渡しを求めることがあります。

市税・公共料金	納付相談窓口
市税、国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	納税課 ☎72・3118
介護保険料	高齢者支援課 ☎72・6121
保育所保育料	子ども家庭課 ☎72・3197
市営住宅使用料	建設指導課 ☎72・3144
上下水道料金	水道営業課 ☎72・3133
学校給食費	学校給食センター ☎64・0876

### 納付の相談はお早めに

けがや病気、失業などやむを得ない事情で納期限までに納めることができない方は、法律の範囲内で納付時期を遅らせたり、分割して納付できる場合があります。お早めにご相談ください。

### 安心して便利な口座振替

市税や公共料金の納付は口座振替の手続きをしますと、各納期の最終日に自動的に口座から引き落とされるため、金融機関などへ納付に行く手間がなくなり、大変便利です。一度申し込めば、納め忘れもなく、安心です。

**手続方法** 通帳、届出印、納税通知書などをお持ちの上、預金口座のある金融機関に直接申し込みください。

夜間や休日相談窓口については14ページをご覧ください